

令和８年度 第１回新見市地域包括支援センター運営協議会次第

日 時：令和８年７月２日（木） 13:30～

場 所：新見市役所南庁舎 3階 大会議室

１．開 会

２．あいさつ

３．自己紹介

４．役員選出

５．協議事項

（１）令和７年度新見市地域包括支援センターの運営状況

（２）令和８年度新見市地域包括支援センター運営方針(案)並びに事業計画（案）

（３）認知症初期集中支援推進事業

（４）地域密着型サービスについて

（５）地域密着型サービス事業所の新規指定について

６．その他

７．閉 会

令和8年度 第1回新見市地域包括支援センター運営協議会名簿

○新見市地域包括支援センター運営協議会委員

(順不同・敬称略)

役 職 名	氏 名	備 考
新見医師会 会長	吉 田 徹	
特別養護老人ホーム哲西荘 荘長	安 部 幸 彦	
グループホームファミリア愛 施設長	大 手 國 榮	
岡山県介護支援専門員協会 新見支部 支部長	富 谷 晴 美	
新見市民生委員・児童委員協議会 会長	船 越 孝 則	
被保険者代表	藤 野 英 弘	
被保険者代表	北 原 恵 子	
新見市老人クラブ連合会 会長	小 林 好 文	
新見市社会福祉協議会 常務理事兼事務局長	高 瀬 広 視	
公立大学法人新見公立大学 教授	木 下 香 織	

○事務局

役 職 名	氏 名
高齢者支援課長兼地域包括支援センター所長	大 原 勲 之
高齢者支援課主幹兼地域包括支援センター係長	安 達 彩 永
高齢者支援課地域包括支援センター主任	稲 岡 尋 詠
高齢者支援課地域包括支援センター主任	川 上 申 子
高齢者支援課地域包括支援センター主任	中 川 祐 治
高齢者支援課地域包括支援センター社会福祉士	氏 平 和 気
高齢者支援課地域包括支援センター社会福祉士	東 誠
高齢者支援課課長補佐兼介護保険係長	小 谷 浩 一
高齢者支援課高齢者福祉係主事	長谷川 真 之
福祉課社会援護係主任	山 室 雄一郎

令和 8 年度

第 1 回新見市地域包括支援センター運営協議会

資 料

令和 8 年 7 月 2 日（木）

新見市地域包括支援センター

令和 7 年度 新見市の高齢者の状況・地域包括支援センター運営状況 資料 1
(頁 1 ～ 1 5)

令和 8 年度 新見市地域包括支援センター運営方針 (案) 資料 2
(頁 1 6)

令和 8 年度 新見市地域包括支援センター事業計画 (案) 資料 3
(頁 1 7 ～ 1 9)

令和 8 年度 介護予防プラン作成業務委託事業所 資料 4
(頁 2 0)

認知症初期集中支援推進事業 資料 5
(頁 2 1 ～ 2 2)

地域密着型サービスについて 資料 6
(頁 2 3 ～ 2 7)

令和 7 年度 新見市の高齢者の状況・地域包括支援センター運営状況

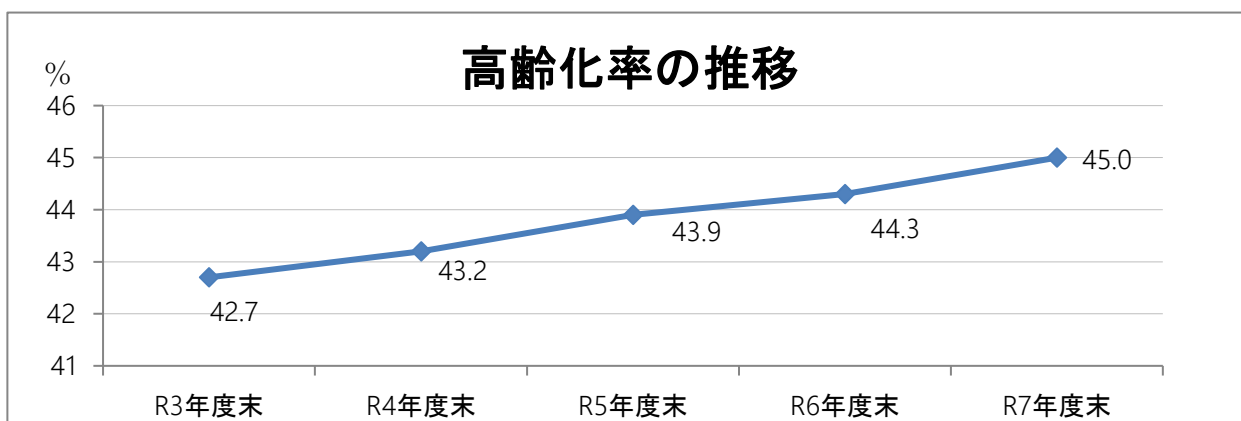
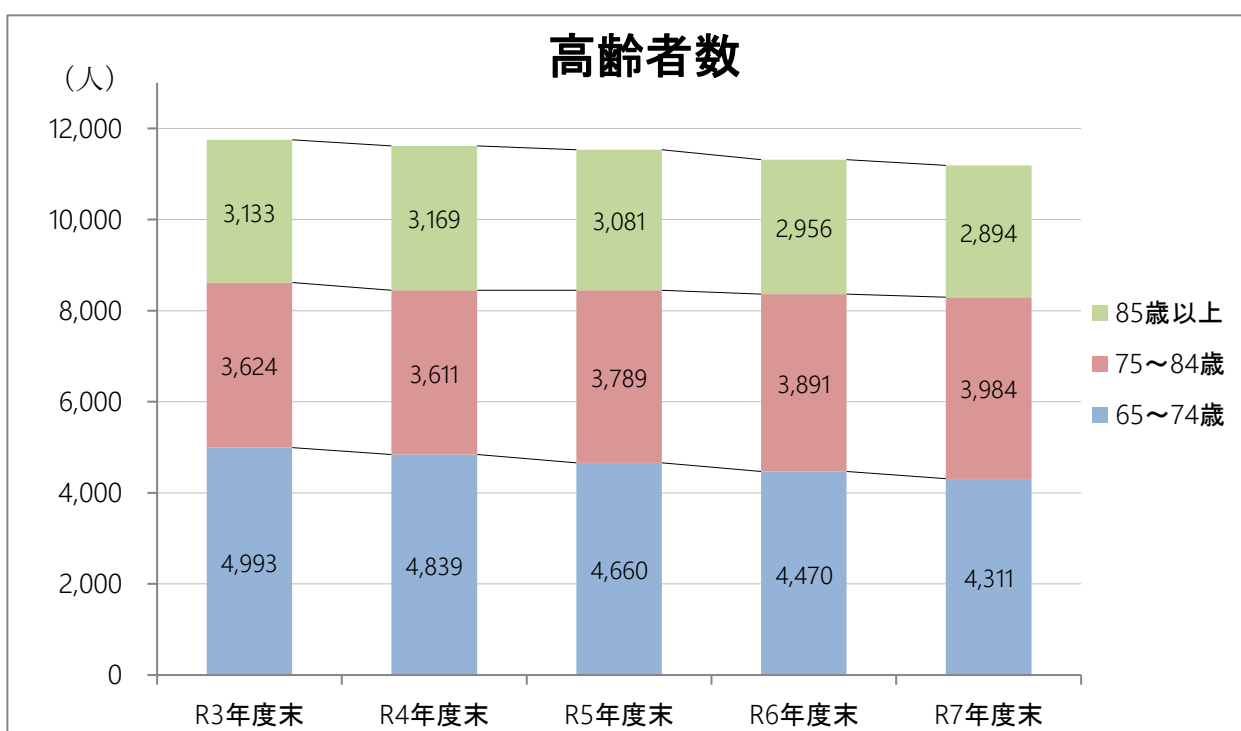
1 新見市の高齢者の状況

(1) 高齢者数、高齢化率の推移

人口 (外国人含む)

(単位: 人、%)

	人口	増減	世帯数	65歳未満	65歳以上			高齢化率	
					65～74	75～84	85以上		
令和3年度末	27,520	△ 674	12,630	15,770	11,750	4,993	3,624	3,133	42.7
令和4年度末	26,894	△ 626	12,600	15,275	11,619	4,839	3,611	3,169	43.2
令和5年度末	26,258	△ 636	12,523	14,728	11,530	4,660	3,789	3,081	43.9
令和6年度末	25,571	△ 687	12,393	14,254	11,317	4,470	3,891	2,956	44.3
令和7年度末	24,866	△ 705	12,194	13,677	11,189	4,311	3,984	2,894	45.0



新見市の人口は年々減少しています。一方、高齢化率は上昇を続け、令和 7 年 3 月末には 45.0%に達しています。

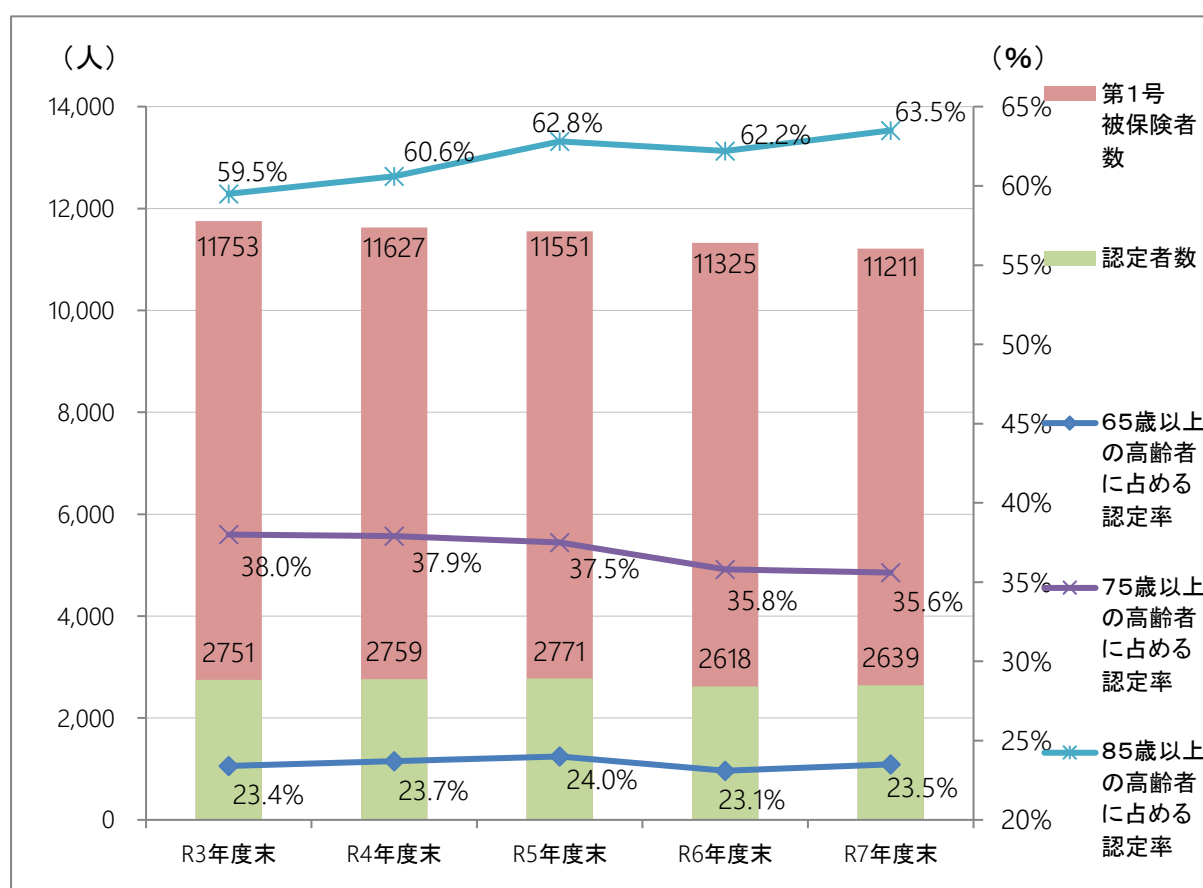
高齢者の年齢区分では、65～74歳、85歳以上の人口は減少し、75～84歳の人口は増加しています。

(2) 認定者数の状況

(単位：人、%)

年度末	65歳以上			75歳以上			85歳以上			2号被 保険者 認定者 数
	被保険 者数	認定 者数	認定 率	被保険 者数	認定 者数	認定 率	被保険 者数	認定 者数	認定 率	
令和3年度末	11,753	2,751	23.4	6,757	2,567	38.0	3,160	1,880	59.5	26
令和4年度末	11,627	2,759	23.7	6,809	2,578	37.9	3,197	1,937	60.6	24
令和5年度末	11,551	2,771	24.0	6,912	2,591	37.5	3,122	1,962	62.8	21
令和6年度末	11,325	2,618	23.1	6,875	2,463	35.8	2,990	1,861	62.2	21
令和7年度末	11,211	2,639	23.5	6,914	2,464	35.6	2,932	1,863	63.5	17

(資料：介護保険事業状況報告)



第1号被保険者数は減少傾向です。認定者数は増加しています。

第1号被保険者の認定率は、令和8年2月末現在、岡山県27自治体の中で3位となっています。

2 令和7年度 新見市地域包括支援センター運営状況

(1) 職員の配置状況 (4月～7月)

(単位：人)

常勤					非常勤	
管理者	保健師	社会福祉士	主任介護支援 専門員	事務職	主任介護支援 専門員	事務職
1	2	2	4	1	3	2
基準人数	2	2	2		計15人	

(8月～3月)

(単位：人)

常勤					非常勤	
管理者	保健師	社会福祉士	主任介護支援 専門員	事務職	主任介護支援 専門員	事務職
1	2	2	4	1	4	2
基準人数	2	2	2		計16人	

※一つの地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数が、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数は、原則として次のとおりとする。

【配置基準】

- ・保健師その他これに準ずる者 1人
- ・社会福祉士その他これに準ずる者 1人
- ・主任介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を終了した者をいう。）その他これに準ずる者 1人

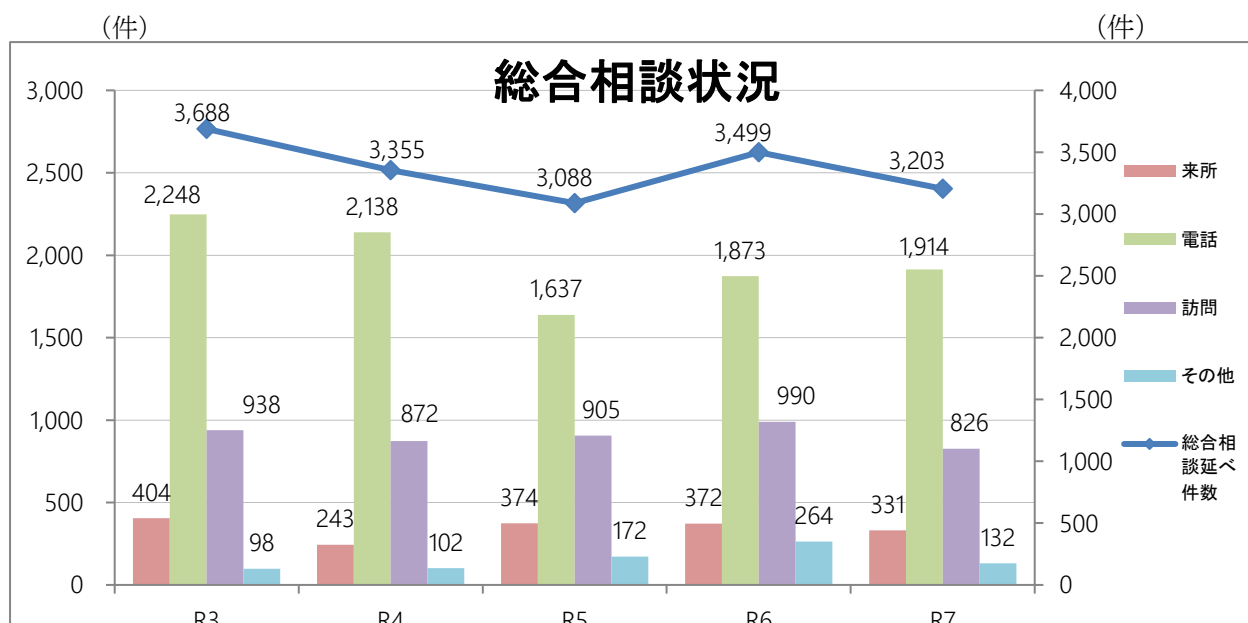
(2) 総合相談支援業務

① 総合相談状況

(単位：件)

年度	総合相談 延べ件数	相 談 方 法			
		来所	電話	訪問	その他
令和3年度	3,688	404	2,248	938	98
令和4年度	3,355	243	2,138	872	102
令和5年度	3,088	374	1,637	905	172
令和6年度	3,499	372	1,873	990	264
令和7年度	3,203	331	1,914	826	132

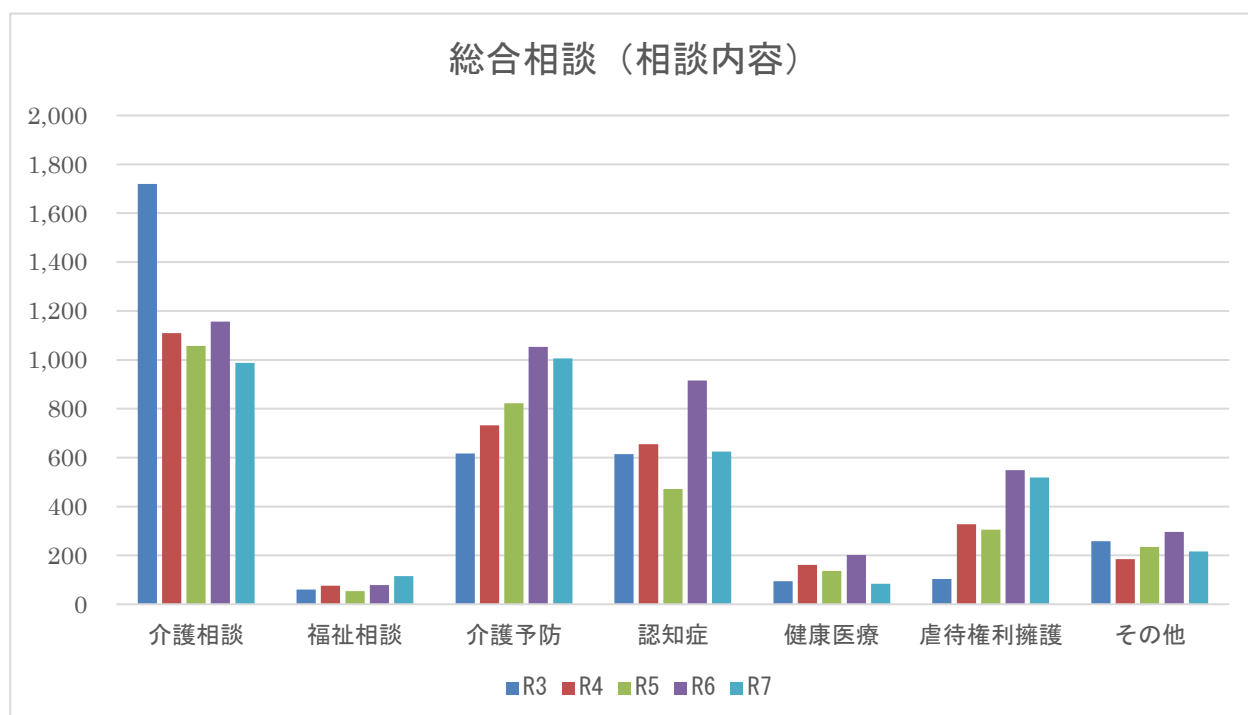
(資料：備中県民局活動実績報告)



②総合相談内容

(単位：件)

年度	相 談 内 容 (延べ)							実態把握訪問
	介護相談	福祉相談	介護予防	認知症	健康医療	虐待・権利擁護	その他	
令和３年度	1,720	60	617	614	94	103	258	441
令和４年度	1,109	76	732	655	161	327	185	391
令和５年度	1,057	54	822	472	136	305	234	502
令和６年度	1,156	79	1,053	915	201	549	296	520
令和７年度	987	115	1,006	625	84	518	216	467



(3) 高齢者虐待・権利擁護業務

① 高齢者虐待対応状況

(単位：件)

年度	新規 件数	虐待の内容（重複あり）				
		身体的 虐待	ネグレクト	経済的虐待	心理的虐待	性的虐待
令和3年度	11	9	1	0	5	0
令和4年度	16	6	6	0	4	0
令和5年度	21	13	3	3	7	0
令和6年度	13	8	2	3	2	0
令和7年度	8	5	2	1	3	0

令和7年度の新規受理件数は、8件と前年度と比較すると減少しています。相談者の内訳は、支援者4件、警察4件でした。経年的に支援している者を含め、高齢者虐待の対応は38件あり、老人福祉施設等への措置はありませんでした。

② 虐待防止関係会議の開催状況

②-1 新見市権利擁護協議会：1回開催（令和7年8月21日）

高齢者虐待については、新見市権利擁護協議会の各関係機関と相互に連携し、「新見市高齢者虐待防止・対応マニュアル」に基づき対応しています。また、庁内では福祉課、健康医療課、支局等と連携し、多角的な支援に努めています。

②-2 新見市権利擁護委員会：12回開催（原則月1回開催）

新たに虐待事案が生じた場合は、地域包括支援センター職員だけでなく、担当の介護支援専門員等の支援者も参加し、弁護士・司法書士・社会福祉士等の委員で構成する「権利擁護委員会」において、緊急性や支援方針の検討を行っています。

③ 虐待防止研修会の開催状況

開催日：令和7年8月4日（火）

場 所：養護老人ホーム和みの郷かなや

参加者：17名（養護老人ホーム和みの郷かなや職員）

開催日：令和7年12月12日（金）

場 所：新見市地域福祉センター

参加者：22名（新見市社会福祉協議会職員）

④ 成年後見制度

市長申立の状況

令和3年度	4件（1件取り下げ）
令和4年度	9件
令和5年度	7件
令和6年度	5件
令和7年度	8件

利用支援事業の状況

令和3年度	6件
令和4年度	4件
令和5年度	11件
令和6年度	10件
令和7年度	10件

成年後見制度は、精神上的の障害（認知症、精神障害、知的障害等）により判断能力が十分でない方の意思決定を尊重するために援助者をつける制度です。身寄りのない認知症高齢者等に対しては「市長申立」を実施しており、令和7年度は8件行いました。

地域包括支援センターに入る相談の中でも、成年後見制度に関係するものについては、医療・介護・生活全般に支援が必要な場合も多く、対応に時間を要しています。

⑤成年後見制度研修会の開催状況

開催日：令和7年5月14日（水）

場 所：備北信用金庫

参加者：7名（備北信用金庫職員）

※新見市社会福祉協議会と合同開催

（4）包括的・継続的ケアマネジメント

介護支援専門員等が包括的・継続的ケアマネジメントを実践できる環境を整備するという「面」の業務と、個々の利用者を援助している際に、状況に応じて包括支援センター職員が立ち位置を変えながらサポートする「点」の業務を実施しています。

①介護支援専門員等の実践力向上支援

ケアマネジメント向上研修会の開催

1回目

開催日：令和7年8月26日（火）

内 容：大人の発達障害～理解と対応～

講 師：川崎医療福祉大学 医療福祉学部 医療保育学科 講師 重松孝治 氏

参加者：30名

2回目

開催日：令和8年2月17日（火）

内 容：ケアマネジャー×薬剤師

～在宅介護における利用者の適切な服薬管理に向けて～

講 師：ゆずりは薬局新見店 代 表 角谷 栄男 氏

薬局長 藤原 充敏 氏

参加者：21名

* この研修会は、主任介護支援専門員更新研修の受講要件を満たします

②介護支援専門員へ対する後方支援

- ・ 支援チームの構築とチーム全体へのサポート
- ・ 介護支援専門員等へのサポート
- ・ 支援チームの一員としてのサポート
- ・ 家族・近隣住民等へのサポート

(5) 在宅医療・介護連携の推進

①在宅医療・介護連携推進協議会の設置：1回開催（令和7年7月31日）

医療支援と介護支援を必要とする市民が、住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療と介護の関係者の連携を深めることを目的に、「在宅医療・介護連携推進協議会」を設置し、事業推進の方針や内容について協議しました。

②在宅医療・介護連携支援センターの設置

新見市では、在宅医療・介護連携推進事業の一部を、新見医師会「在宅医療・介護連携支援センターまんさく」へ委託しています。まんさくでは、下記の事業を実施しました。

②－1 地域の医療・介護の資源の把握

- ・電子版になった「在宅医療連携ガイド」更新依頼・新規作成・閉鎖事業所の消去
- ・「新見市内事業所料金・加算一覧」の改正・配布
- ・新見地域年間会議等一覧の作成・配布（6月・10月）
- ・Excel版「新見版情報共有書」の更新

②－2 在宅医療・介護連携に関する相談支援

②－3 人材育成研修会・多職種連携会議の開催（3回）

〈テーマ〉

- ・「多職種連携会議」参加者55名
- ・「ACPについて もしバナゲームの実演」参加者47名
- ・「難病対策・災害時支援について」参加者39名

③新見地域医療ネットワークの支援

平成29年度より、新見地域医療ネットワークの活動を在宅医療・介護連携推進事業に位置づけ、実務者レベルでの課題抽出や対応策の協議を行っています。

③－1 実務者協議会：年3回開催（令和7年6月、10月、令和8年2月）

③－2 役員会：年3回開催

③－3 企画委員会：AD（人生の最終段階における医療・ケアに関する情報に関すること） 年2回開催

情報連携ツールMCSに関すること年3回開催

③－4 在宅看取りを考える会：年1回参加

③－5 医療・介護れんらく帳の活用促進

③－6 介護等職員のための出前講座：7回開催

介護事業所等を対象に、介護職員のスキルアップや多職種連携の推進を目的に開催

③－7 住民への普及啓発活動

(i) 健康フェスタ

開催日：令和7年11月16日（日）

場 所：まなび広場にいみ 大ホール

内 容：映画上映

「ぼけますから、よろしくお願いします～おかえり お母さん～」

参加者：約140名

(ii) 医療や介護の専門職からのメッセージ「笑顔をつなぐ」を地元新聞に掲載

「仕事一筋〇十年」をテーマに、8名の専門職の方に活動の紹介や思いを執筆してもらいました。

- (iii) 一般市民への出前講座：1回開催
- (iv) ACP普及啓発：6回開催
- (v) ネットワーク通信の発行
 - ・新見地域医療ネットワークの活動を広く市民に知ってもらい、医療・介護の理解や関心を高めるため年2回発行しました。

④各種連携推進事業への参画

毎月1回開催される新見地域在宅医療支援システム研究会へ参加し、在宅医療・介護連携に関する事業の協議・検討を行いました。

(6) 認知症施策の推進

(単位：人)

年度	養成講座 開催数	サポーター 養成数（新規）		サポーター数累計	キャラバン・ メイト数
		総数	内キッズサポーター		
令和3年度	15	273	67	5,498	99
令和4年度	12	249	134	5,747	99
令和5年度	31	478	206	6,225	91
令和6年度	22	360	149	6,585	96
令和7年度	16	279	118	6,865	99

①認知症サポーター養成講座

認知症の人とその家族を地域全体で支えることを目指して、認知症サポーターの養成に平成19年度から取り組み、令和7年度末で市内のサポーターは6,865名となっています。

令和7年度は、市内全小学校（7校）で養成講座を開催し118名のキッズサポーターを養成し、また市内高校（1校）でも養成講座を開催しました。今後も継続して児童生徒が認知症について学ぶ機会が持てるよう、学校へ働きかけていきます。

キャラバン・メイトの研修会の開催

開催日：令和7年7月14日（月）開催

参加者：27名

内 容：『新しい認知症観』について説明、グループワーク「計画書作成」

②認知症サポーターステップアップ講座

令和3年度から、認知症サポーター養成講座を受けた方で「地域活動をしたい」と言われる希望者へステップアップ講座を実施しています。認知症に関する正しい知識と理解を持ち、具体的に本人や家族の見守り支援を行ったり、認知症カフェなどの活動へ参加したりできるボランティアを育成することを目的に行っています。令和7年度は全2回の講座を実施し16名が修了、令和7年度末で修了者は45名となりました。

修了者は「オレンジの会」のメンバーとして、認知症月間を中心とした啓発活動や認知症カフェに参加しています。

③認知症予防講座

各地区で開催されているサロンや老人クラブ等において、若年性認知症の内容も含めた認知症講話や、iPadを活用した予防講座を開催しました。

開催回数：14回

参加者：延146名

④認知症地域支援・ケア向上事業

- ④－1 認知症地域支援推進員 地域包括支援センター職員兼務4名
新見医師会職員兼務1名

- ④－2 認知症相談会・認知症本人座談会の開催

令和5年度から認知症に関する相談窓口を定期的に開設し、市報やチラシで相談先の周知を行いました。また、認知症の当事者本人が今後の希望や困りごとをお互いに語り合える場である本人座談会を行いました。

- ・認知症相談会：年間5回開催

相談件数：3件

- ・認知症本人座談会：年間6回開催

参加者：延35名（うち認知症当事者延12名）

- ④－3 認知症カフェ

特定非営利活動法人NPOきらめき広場、新見市社会福祉協議会、社会福祉法人恵愛会、社会福祉法人日翔会へ委託し、5ヶ所で認知症カフェを開催しました。

開催回数：32回

参加者：延1,177名（平均36名／回）

認知症の方とその家族、地域住民、スタッフ等

- ④－4 おれんじ通信にいみ

令和3年度から認知症カフェを通じて築いてきた認知症の人を支える繋がりを維持継続し、認知症カフェの近況や情報を発信する「おれんじ通信にいみ」を作成しています。年間3回発行し、各認知症カフェで配布するのに合わせて、市内21ヶ所の郵便局でも掲示・配布をしてもらっています。

- ④－5 チームオレンジの活動

「オレンジの会（認知症に関するボランティアの会）」のメンバーと認知症の本人が趣味活動を活かし、楽しく過ごせる居場所づくりとして「チームオレンジ」の活動に取り組んでいます。

令和7年度末現在、手芸活動を中心とした「ロバの会」、歌を歌う「歌おう会」が設立されています。認知症のご本人が「やりたいこと」を、オレンジの会のメンバーがサポートしながら、共に楽しみ、実現しています。

- ④－6 認知症月間に市民向け研修会を開催 * 1

開催日：令和7年9月6日（土）

講演：認知症になってからも自分らしく

～本人の声がひらく新しい認知症観の時代へ～

講師：認知症本人大使 藤田和子氏

参加者：130名

④ー７にいみ健康フェスタへ参加 ＊２

開催日：令和７年１１月１６日（日）

内 容：認知症・介護相談

＊１・２は、高梁・新見地域認知症疾患医療センター地域連携会議新見部会共催

⑤高梁・新見地域認知症疾患医療センター地域連携会議新見部会

認知症に関する医療、福祉、介護の関係機関等の連携、かかりつけ医と専門医との連携体制の充実、認知症疾患医療に関する情報の収集と発信等、認知症疾患医療連携に関する普及啓発や情報提供等を実施するための会議への参加

開催日：令和７年５月１５日（木）

内 容：活動実績報告及び計画

参加者：１３名

その他、打合せ等は ZOOM を活用して実施

⑥認知症初期集中支援推進事業

チームは保健師３名、看護師１名、介護福祉士４名、認知症サポート医２名で構成

チーム員会議開催回数：７回

新規支援事例数：８件

チーム員会議での支援方針検討事例数：延１９件

⑦認知症関連の普及啓発

⑦ー１認知症に関する標語の募集

令和５年度から認知症について正しく知り関心を持ってもらうことを目的に、認知症に関する標語の募集を行っています。令和７年度の応募総数は４９４作（うち小学生２９１作品・中学生６３作品）でした。最優秀作品は懸垂幕を作成し１２月に本庁舎前に展示しました。

募集期間：令和７年９月１日～９月３０日

募集内容：「認知症があってもなくても」から始まる標語

最優秀賞：「認知症があってもなくても大丈夫、あなたはあなた」

⑦ー２認知症月間（９月）の啓発活動

- ・親子孫水車ライトアップ（オレンジ色）
- ・認知症に関するコーナー開設：まなびの森新見図書館・哲西図書館・げんき広場にいみ
- ・市役所本庁舎玄関前に、マリーゴールドとのぼりを設置
- ・市役所市民ホールに、認知症サポーターキャラバン マスコットキャラクター「ロバ隊長」縫いぐるみ展示
- ・認知症に関する標語の募集

⑧新見医師会主催 医療・介護従事者向け認知症研修会 共催

開催日：令和７年９月５日（金）

内 容：講演「自分らしく生きるために」

グループワーク「自分が認知症になったらどうしたい？自分事として考えよう」

講 師：認知症本人大使 藤田和子氏

参加者：６４名

(7) 生活支援体制整備事業

①第1層生活支援コーディネーター：社会福祉協議会に委託 ※注：第1層＝市全域

- ・生活支援ニーズの資源開発の見える化、問題提起
- ・様々なサービス提供主体への協力依頼等の働きかけ
- ・関係者間のネットワーク構築
- ・生活支援ニーズとサービスのマッチング
- ・様々なサービス提供主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組みの推進
- ・第2層生活支援コーディネーターの支援

②第2層生活支援コーディネーター：社会福祉協議会支所4ヶ所に委託

市民センター・公民館14ヶ所に設置

- ・地域課題と生活支援サービス・ニーズの把握及び分析
- ・地域における支え合い活動の普及啓発
- ・地域における関係者間のネットワークの構築
- ・小地域ケア会議の企画・運営
- ・地域活動の情報発信

③生活支援コーディネーターに関する研修会等

③ー1 新任研修の開催

- ・新任者（3名）に対し、年度初めに面接形式で事業説明および意見交換を実施
- ・生活支援コーディネーター養成 オンライン研修（全6回）

③ー2 情報交換の開催

開催日：令和7年8月8日（金）

内 容：活動の紹介 福本地区・大佐地区

グループワーク 自分の担当している地域活動について

④地域共生社会推進チーム会議への参加

地域共生社会の実現には、地域運営組織が持つ「協議機能」としての小地域ケア会議と、「実行機能」としての小規模多機能自治の連動が必要であるため、地域の情報を共有し共通認識を持つため、第2層生活支援コーディネーターの設置ヶ所（18ヶ所）で年2～3回程度開催しています。

(8) 地域包括ケアシステムの構築（地域のネットワーク構築）

①地域ケア会議の推進

地域ケア会議に求められる「1. 個別課題解決機能」「2. ネットワーク機能」「3. 地域課題発見機能」「4. 地域づくり・資源開発機能」「5. 施策形成機能」という“5つの機能”を果たすことが出来るよう、庁内関係課・社会福祉協議会等と協働して地域ケア会議の取り組みを行っています。

①ー1 小地域ケア会議の開催

小地域ケア会議（住民の見える身近な暮らしの圏域において、住民と専門職が地域の福祉課題解決に向けて協議する場）を開催しました。

実施主体：地域包括支援センター

推進主体：社会福祉協議会

共 催：健康医療課

開催状況：市内32地区 延49回

参 加 者：延 1, 135名（うち、地域住民905名）

①－2 小地域ケア会議全体会の開催

開 催 日：令和7年10月3日（金）

場 所：まなび広場 小ホール

内 容：講演及び演習「地域の活動ってすばらしい！ 地域福祉活動のススメ」

講 師：美作大学 生活科学部 社会福祉学科 教授 堀川涼子 氏

対 象 者：小地域ケア会議各地区代表者・関係職員・社会福祉協議会職員
・生活支援コーディネーター

参 加 者：69名

①－3 地域ケア個別会議の開催

（i）支援困難型

介入拒否や依存症等の支援困難事例に対し、支援者間の情報共有、支援方針の検討や関係機関の役割分担の明確化を図り、当事者の自立支援を目的に、個別ケア会議を開催しました。

開 催 実 績：14回

検討ケース数：8件

（ii）自立支援型

多職種参加・連携のもと、それぞれの専門性の視点を活かし、自立支援・重度化予防を目的とした支援のあり方を検討しました。

開 催 実 績：10回

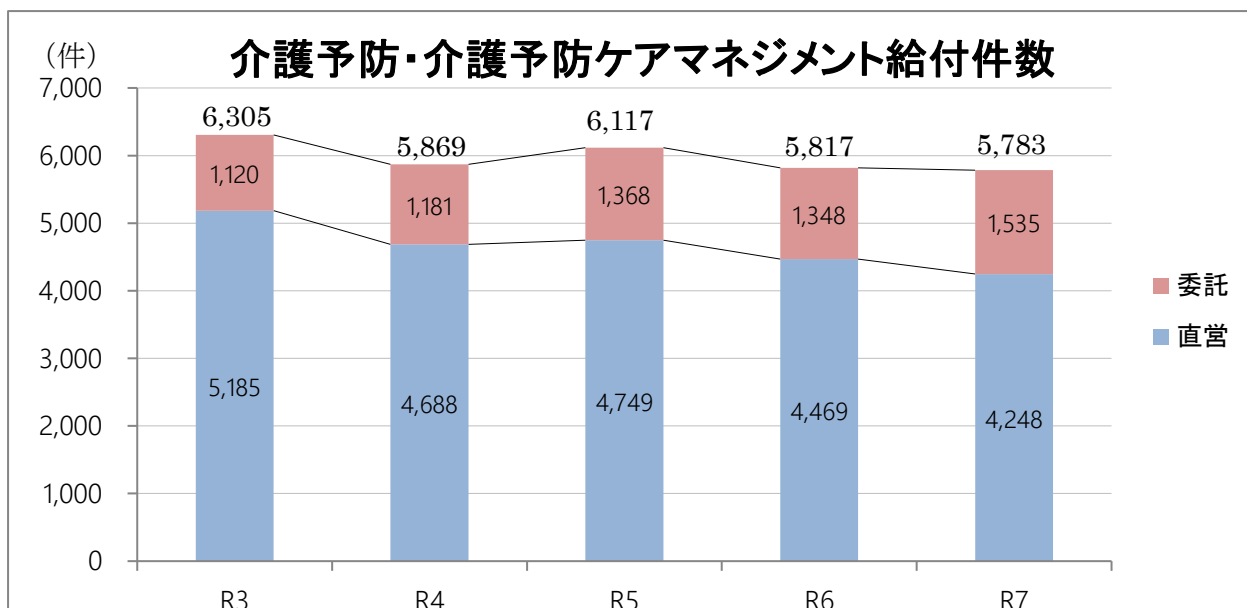
検討ケース数：46件（新規30件、評価16件）

（9）介護予防プラン関係

①介護予防支援・介護予防ケアマネジメント給付件数

（単位：件）

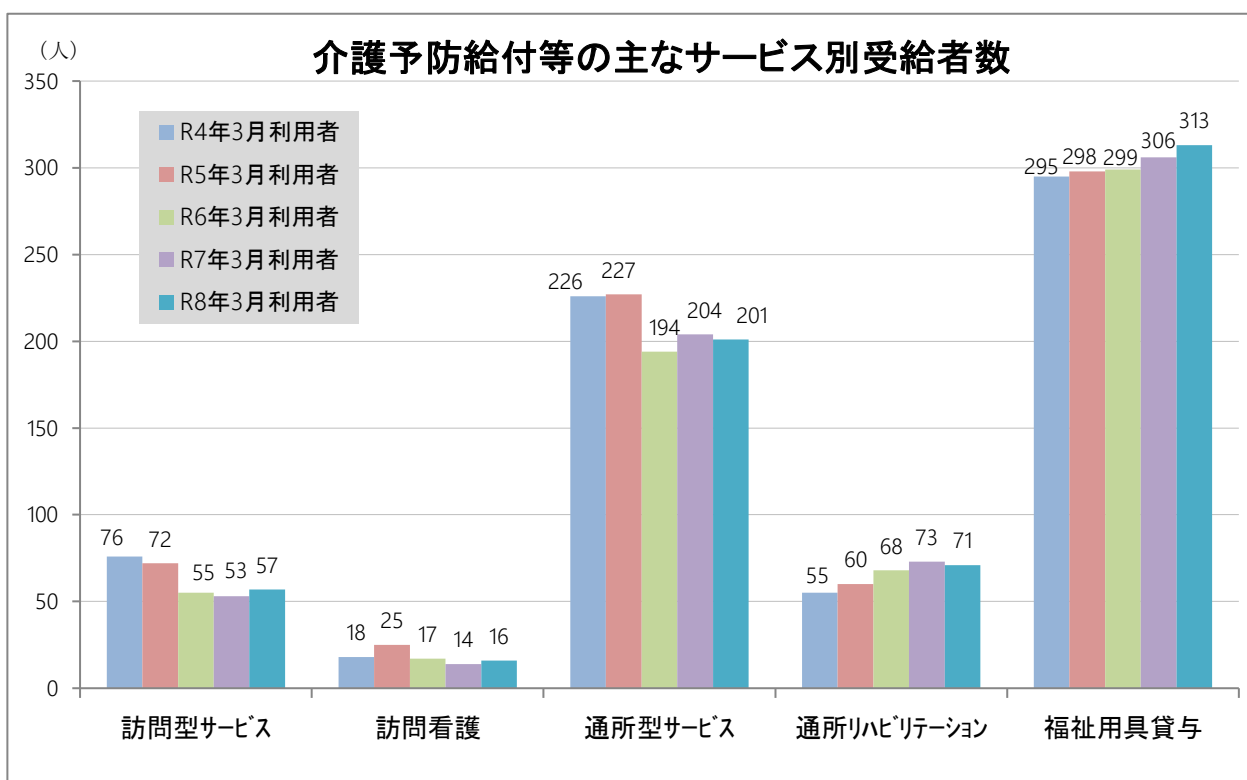
年度		予 防 給 付 延 べ 件 数	内 訳 件 数		6月時点(実数)		委 託 事 業 所 数
			直 営	委 託	直 営	委 託	
令和3年度	予 防 支 援 事 業	4,168	3,354	814	276	69	16
	総 合 事 業	2,137	1,831	306	159	29	
令和4年度	予 防 支 援 事 業	4,035	3,151	884	269	79	15
	総 合 事 業	1,834	1,537	297	135	25	
令和5年度	予 防 支 援 事 業	4,135	3,143	992	264	85	15
	総 合 事 業	1,982	1,606	376	138	35	
令和6年度	予 防 支 援 事 業	4,079	3,139	940	260	85	14
	総 合 事 業	1,738	1,330	408	119	32	
令和7年度	予 防 支 援 事 業	4,165	3,037	1,128	251	90	15
	総 合 事 業	1,618	1,211	407	103	32	



②介護予防給付、総合事業の主なサービス別受給者数

(単位：人)

	訪問介護	訪問看護	通所介護	通所リハビリテーション	福祉用具貸与
令和4年3月利用者	76	18	226	55	295
令和5年3月利用者	72	25	227	60	298
令和6年3月利用者	55	17	194	68	299
令和7年3月利用者	53	14	204	73	306
令和8年3月利用者	57	16	201	71	313



現在、介護予防プランは、およそ7割を直営で実施しています。

サービス利用の種類では、通所介護・通所リハが減少し、訪問介護・訪問看護・福祉用具貸与は増加しています。特に福祉用具貸与は増加傾向にあります。

(10) 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

①多様なサービスの創設

①ー1 訪問型サービス

	サービス名称	内 容
従来相当	総合事業訪問介護	介護事業者が提供する訪問介護（予防訪問介護相当）
緩和型	緩和型訪問介護	介護事業者または民間事業者等が提供する身体介護を除く生活援助
住民主体型	助け合い訪問介護	NPO 法人等が提供する生活援助

- ・総合事業訪問介護は、市内6事業者が実施。
- ・緩和型訪問介護は、新見市シルバー人材センター、生活協同組合おかやまコープが実施。
新見市シルバー人材センターは令和7年度まで。
- ・助け合い訪問介護は、NPOきらめき広場が実施。

	総合事業訪問介護	緩和型訪問介護	住民主体型
令和3年度	121名	2名	5名
令和4年度	122名	2名	3名
令和5年度	122名	2名	1名
令和6年度	91名	1名	1名
令和7年度	89名	1名	2名

①ー2 通所型サービス

	サービス名称	内 容
従来相当	総合事業通所介護	介護事業者が提供する通所介護（予防通所介護相当）
緩和型	緩和型通所介護	緩和した基準による通所介護
短期集中型	短期集中型サービス事業	健康増進施設の専門職が3ヶ月間の個別指導

- ・総合事業通所介護は、市内13事業者が実施。
- ・緩和型通所介護は、市内1事業者が実施。
- ・短期集中型サービス事業は、げんき広場にいみが実施。

	総合事業通所介護	緩和型通所介護	短期集中型
令和3年度	330名	29名	3名
令和4年度	333名	40名	5名
令和5年度	299名	35名	2名
令和6年度	287名	28名	1名
令和7年度	263名	29名	1名

(1 1)介護予防事業に関する事業展開

①新見で〜れ〜ええ体操 パート4

市内リハ職と協力して体操を作成し、令和8年1月から1日2回(9:30, 15:30)放送しています。

②あいうべ体操

健康教室や総合検診等でポケットティッシュ約1000個を配布し、市内医療機関や介護事業所、支局・市民センター等約80カ所へポスター掲示を行いました。

(1 2)その他

①高齢者等見守りネットワーク

定期的に地域内や各戸を回る事業者(郵政・金融・農協・生協・配達・検針業務等)と見守り協定を締結し事業に取り組んでいます。令和7年度末で34事業者と協定締結をし、事業者が業務中に住民の異変等に気づいた場合、事業者と行政が連携し、状況確認や必要な対応を取っています。

①-1 協定調印式

開 催 日：令和7年11月18日(火)

新規事業所：(公社)新見市シルバー人材センター、(有)ささきストアー、みすみストアー、(有)ウィング・アルファー、ヘアーサロン毛利、哲西郷趣膳 水上、(株)アクティブ哲西 道の駅 鯉が窪、田口石油興業(株)、(株)天満屋ストア、(株)フジ マルナカ北房店

①-2 新デザインのステッカーの作成

事業について住民の皆様に、より一層知っていただくために新しいデザインのステッカーを作成しました。

・旧デザイン

・新デザイン



②介護用品給付事業

要介護者を在宅で介護している家族に対し、介護用品を給付することにより、家族の経済的な負担の軽減を図り、要介護者の在宅生活の支援を図ることを目的に介護用品給付を実施しています。

	事業利用者	支給額
令和3年度	34名	1,608,821 円
令和4年度	42名	1,530,657 円
令和5年度	37名	1,540,257 円
令和6年度	44名	1,646,085 円
令和7年度	41名	1,585,850 円

令和 8 年度 新見市地域包括支援センター運営方針（案）

令和 6 年 3 月に策定した第 9 期新見市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の基本理念「共に支え合い 笑顔があふれる あたたかいまち にいみ」に基づき、全ての高齢者が可能な限り介護を必要とせず、健康で元気に暮らせるように、また、支援や介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指して、次の目標に取り組めます。

1 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり

- ・ 高齢者が住み慣れた地域において、安心して今の暮らしを継続できるよう、保健・医療・福祉などの関係機関や団体と連携した支援をはじめ、在宅医療・介護連携や権利擁護の推進を行い、地域で見守る体制づくりを推進します。
- ・ 認知症になっても、一人ひとりが個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等と繋がり、日常生活や社会生活を営むことができる地域づくりを目指します。
- ・ 独り暮らしや高齢者のみの世帯、または介護が必要な状態になっても、必要なサービスを必要なときに適切に利用できるよう、介護保険事業の円滑な運営に努めます。

2 健康で生きがいのあるまちづくり

- ・ 生活機能の低下や生活習慣病等を予防し、生涯にわたって自分らしく健康で生き生きと暮らせるよう、引き続き、健康づくりや介護予防活動を推進するとともに、高齢者の地域や社会における様々な活動への参加を促進します。

令和8年度 新見市地域包括支援センター事業計画 (案)

事業項目			実施計画	新規	
包括的支援事業	地域包括支援センターの運営	総合相談支援事業	・職員を地区担当で配置し、高齢者の実態把握や顔の見える関係づくりを図るとともに、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の専門性を活かしながら、相談支援を行う。 ・民生委員・児童委員協議会や、小地域ケア会議等の地区活動において、様々な関係者とのネットワークを構築し、高齢者の各種相談に対応する。		
		権利擁護事業	(高齢者虐待) ・高齢者虐待の防止及び早期発見ができるよう、新見市権利擁護委員会委員や新見市権利擁護協議会委員、その他地域の関係機関とのネットワークの構築に努める。 (成年後見制度) ・支援の必要な方を迅速かつ正確に制度利用に繋ぐことができるよう、関係機関とのネットワークの構築に努める。		
		包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	・高齢者の相談支援を行う介護支援専門員等関係者の資質の向上を図るため、介護支援専門員を対象とした研修を実施する。		
	在宅医療・介護連携推進事業	在宅医療介護連携支援センター まんだら介護連携支援センター	地域の医療・介護の資源の把握	・地域の医療機関、介護事業所等の社会資源・介護サービス情報を把握し、地域の医療・介護関係者間の連携等に活用する。	
			在宅医療・介護連携に関する相談支援	・地域の在宅医療・介護の連携を支援する相談窓口を設置、運営するため、在宅医療・介護連携支援コーディネーターを配置し、相談を受け付ける。	
			医療・介護関係者の情報共有の支援・知識の習得等のための研修などの地域の実情に応じた医療・介護関係者の支援	・在宅での看取り、急変時、入退院時にも活用できる情報共有ツールの整備を行う。 ・地域の医療・介護関係者の連携を図るため多職種でのグループワーク等の研修会を実施する。	
		新見地域医療ネットワーク (委託)	在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	・新見地域医療ネットワーク企画会議にて、ACP（アドバンス・ケア・プランニング）の様式について検討を行う。	○
			切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築の推進	・地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と介護が一体的に提供される体制の構築に向け、情報連携ツールMCSを導入する。	○
			地域住民への普及啓発	・在宅医療・介護連携に関する講演会等の開催を行い、市民の看取りや認知症に関する理解を促進する。ACP（アドバンス・ケア・プランニング）、AD（アドバンス・ディレクティブ）の様式について活用を促す。	○

包括的支援事業	認知症総合支援事業	認知症初期集中支援推進事業		・早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することで、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう支援を行う。	
		認知症地域支援・ケア向上事業		・認知症地域支援推進員とオレンジの会（認知症支援ボランティア）が協働しながら、『新しい認知症観』の普及啓発活動や認知症カフェ等の活動支援を通じて、地域での交流や認知症に関する理解の促進を図る。また、認知症の人や家族の相談に応じ、本人の声を聴きながら地域とのつながりが持てるように支援を行うなど地域づくりを推進していく。 ・認知症の人が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、本人の希望や強みを起点とした支援体制を構築し、「やりたいこと」「続けたいこと」の実現を目指すチームオレンジの活動を推進する。	○
	生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターの配置及び協議体の設置		（生活支援コーディネーター） ・高齢者の生活支援等サービスの提供体制構築に向け、第1層1名（包括）、第2層8名（社協）の生活支援コーディネーターを配置し、地域の実情に応じた生活支援等の提供体制の整備に向けた取り組みを推進する。 （協議体） ・高齢者の社会参加と地域における支え合いの体制づくりを、地域共生社会の取り組みと連動して行うため、新たに5圏域に第2層協議体を設置し、今まで実施していた市内42地区は第3層協議体に位置付け、地域の実態把握を行うとともに、支え合いの活動を推進する。 ・第1層協議体の設置に向けた取り組みを推進する。	○
介護予防・日常生活支援総合事業	サービス・活動事業	総合事業	訪問型サービス	・事業所や介護支援専門員との連携を継続し、安定した事業実施を行う。 ・住民主体で行う緩和型訪問介護について内容を見直す。	○
			通所型サービス	・事業所や介護支援専門員との連携を継続し、安定した事業実施を行う。	
			短期集中型サービス	・実施事業所を増やし、リエイブルメントの導入を行う。	○
			介護予防ケアマネジメント（一部委託）	・本人や家族のニーズを把握し、自立支援のために、的確な説明、契約、計画作成、給付管理等の業務を実施する。	
	一般介護予防事業	地域介護予防活動支援事業		・要介護状態となることなく、地域で役割を持ち、健康で生き生きとした生活を送ることができるよう、地域における自発的な介護予防活動の育成支援を行う。	
		介護予防普及啓発事業		・高齢者の運動習慣の定着をめざし、音源がなくてもいつでもどこでも誰でもできる「新見で～れ～ええ体操」の普及啓発を行う。	
		地域リハビリテーション活動支援事業		・リハビリテーション専門職をはじめ保健・福祉関係者、介護サービス事業所等の多職種参加により、地域ケア個別会議を開催し、高齢者の自立支援・重度化予防を目指した支援のあり方を検討します。	

任意事業	家族介護支援事業	介護用品給付事業		・在宅で重度の者を介護している家族に対し、介護用品を支給することにより、家族の経済的負担の軽減を図るとともに要介護者の在宅生活の支援を図ります。	
		認知症高齢者見守事業	高齢者捜索位置検索事業	・認知症高齢者にGPS端末を貸与し、所在不明になった場合に、家族等の問い合わせに対し、現在位置情報を提供できるようにする。	○
			高齢者捜索身元確認事業	・認知症高齢者に「QRコードシール」を配布し、身に付けてもらうことで、行方不明時に発見者がQRコードを読み取り、家族等とやりとりができるようにする。	○
	その他の事業	成年後見制度利用支援事業		・成年後見制度を利用することが有用であると認められる認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者で、成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるものに対し、成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。	
		認知症サポーター等養成事業		・地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していけるようにするため、地域や職域等において認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成します。	
		高齢者等見守りネットワーク事業		・市内で活動する事業者が、日常業務を通じて、異変を察知した場合に市へ通報し、それを受けた市は訪問等の必要な支援を行います。事業所と連携することで見守り体制を強化し、安心して生活できる地域づくりを目指します。	
		高齢者ICT見守り事業		・緊急時の通報を受けた時に、迅速かつ適切な対応を可能とする仕組みを整備し、在宅高齢者の不安を解消する。	○

○令和8年度 新見市地域包括支援センター運営状況

職員の配置状況

常勤					非常勤	
管理者	保健師	社会福祉士	主任介護支援専門員	事務職	主任介護支援専門員	事務職
1	2	2	4	1	4	2
基準人数	2	2	2		計 16人	

令和 8 年度 介護予防プラン作成業務委託事業所

(介護保険法第 115 条の 23 第 3 項の規定に基づく業務委託)

		法人所在地	事業所番号
		法人名 代表者名	事業所名
1	継続	新見市金谷 640 番地 1	事業所番号 3371000013
			新見市社協中央ケアセンター
		社会福祉法人 新見市社会福祉協議会 会長 矢田貝誠	事業所番号 3373300064
			新見市社協神郷ケアセンター
2	継続	新見市高尾 2306 番地 5	事業所番号 3371000054
		一般社団法人 新見医師会 会長 吉田徹	くろかみ介護支援センター
3	継続	新見市大佐田治部 3245 番地	事業所番号 3373300023
		社会福祉法人 恵愛会 理事長 吉田直記	おおさ苑居宅介護支援事業所
4	継続	新見市哲多町田淵 70 番地	事業所番号 3371000252
		医療法人 国際貢献大学校医療機構 理事長 河相淳一郎	在宅介護支援センターすずらん
5	継続	新見市哲西町矢田 4351 番地	事業所番号 3373300288
		社会福祉法人 哲西福祉会 理事長 塚本 陽満	哲西荘居宅介護支援事業所
6	継続	新見市下熊谷 1554 番地 1	事業所番号 3371000286
		有限会社 げんき 代表取締役 妹尾英才	居宅介護支援事業所げんき
7	継続	新見市正田 643 番地 5	事業所番号 3371000419
		株式会社 Green Leaf 代表取締役 道繁由香理	ケアマネ事業所・クローバー
8	継続	新見市長屋 1189 番地	事業所番号 3391000175
		合同会社 すみれ 代表社員 富谷 晴美	居宅介護支援事業所すみれ
	終了	瀬戸内市邑久町山田庄 155-28	事業所番号 3370111191
		合同会社 GAEA 代表社員 出井 利幸	ガイア介護相談事務所
9	継続	倉敷市東塚 5 丁目 4 番 16 号	事業所番号 3370200499
		医療法人 和香会 理事長 江澤 和彦	和光園在宅介護支援センター
10	新規	高梁市津川町八川 12-1	事業所番号 3370900759
		株式会社 MIERU 代表取締役 西岡 兆	居宅介護支援事業所みえる たかはし
11	継続	赤磐市河本 1143 番地	事業所番号 3372200687
		医療法人 光心会 理事長 光島 猛	居宅介護支援事業所 まごの手
12	継続	広島県庄原市東城町川東 152-4	事業所番号 3472100662
		社会福祉法人 恵仁会 理事長 熊原 保	こぶしの里居宅介護支援事業所
13	継続	広島県庄原市東城町川西 947 番地 2	事業所番号 3474900028
		社会福祉法人 東城有栖会 理事長 高原 淳尚	東寿園居宅介護支援事業所
14	新規	広島県福山市木之庄町三丁目 3 番 15 号	事業所番号 3471504088
		株式会社 はるかぜ 代表取締役 世良 有利	はるかぜ西町

● 認知症初期集中支援推進事業

1 目的

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。

2 対象

原則として、40歳以上で、在宅で生活しており、かつ認知症が疑われる人、または認知症の人で以下の基準に該当する人

(1) 医療サービス、介護サービスを受けていない人、または中断している人で次のいずれかに該当する人

- ① 認知症疾患の臨床診断を受けていない人
- ② 継続的な医療サービスを受けていない人
- ③ 適切な介護保険サービスに結び付いていない人
- ④ 診断されたが介護サービスが中断している人

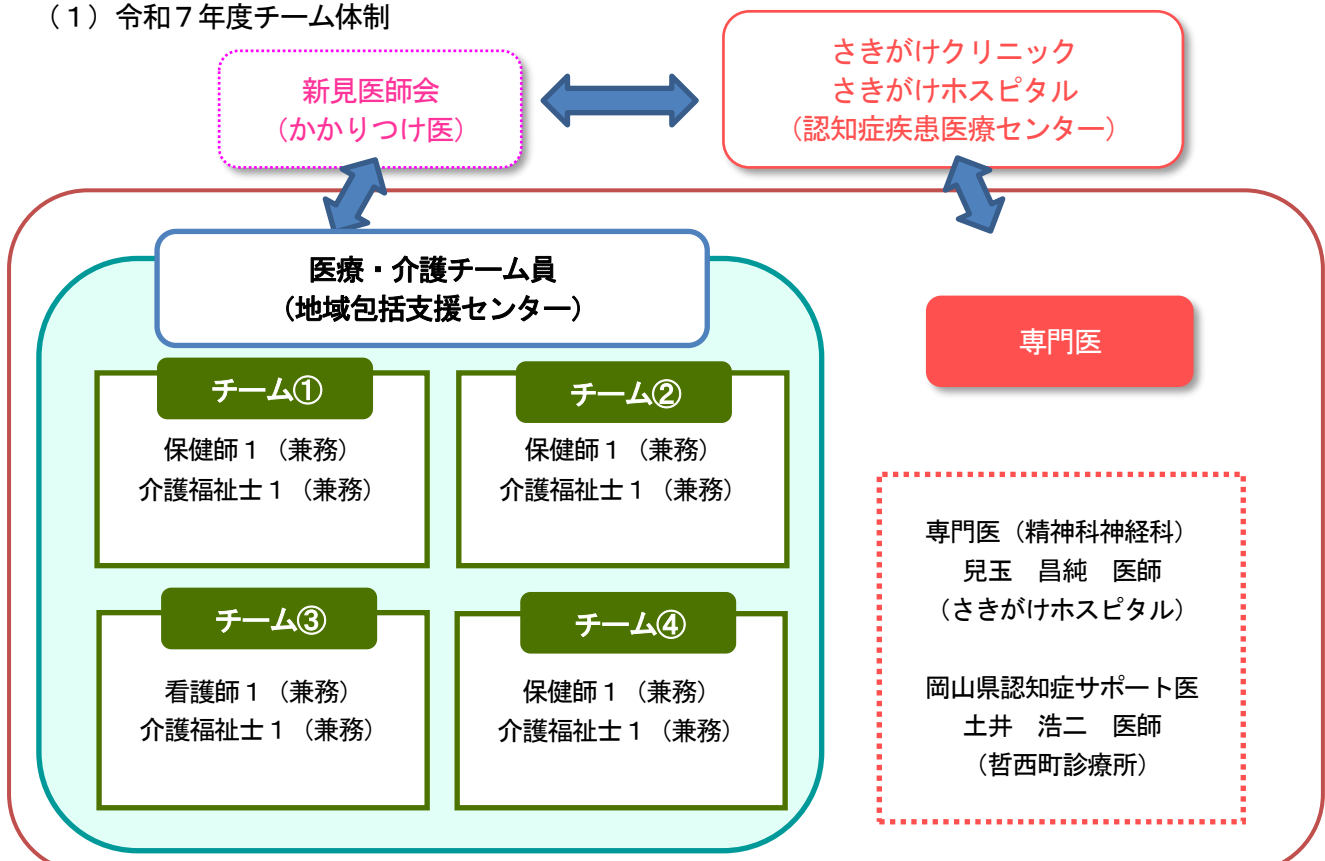
(2) 医療サービス、介護サービスを受けているが、認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している人

3 認知症初期集中支援チームの関わり

認知症の専門的な知識・技能を有する医師の指導の下、複数の専門職が家族の相談などにより、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的（おおむね最長で6ヶ月）に行い、自立生活のサポートを行うチームをいいます。

4 認知症初期集中支援チーム活動状況

(1) 令和7年度チーム体制



(2) 実施結果

- ①令和7年度
- ・新規相談支援者 8名
 - ・チーム訪問延べ件数 19回（新規訪問延べ件数 19回）
 - ・チーム員会議 7回（5月・5月・7月・9月・11月・12月・2月）
 - ・専門医による訪問 2回

(3) 実施内訳

【把握ルート】（単位：人）

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	計
家族	6	4	5	8	6	29
介護支援専門員		8			1	9
その他				1	1	1
合計	6	12	5	9	8	40

【年代別内訳】（単位：人）

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	計
～59歳		1				1
60～64歳						
65～69歳						
70～74歳	1	1	1		2	5
75～79歳		1	1		2	4
80～84歳	3	5	1	2	1	12
85～90歳	2	3	2	4	2	13
90歳以上		1		3	1	5
合計	6	12	5	9	8	40

【性別の内訳】

（単位：人）

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	計
男性	3	4	1	4	3	15
女性	3	8	4	5	5	25
合計	6	12	5	9	8	40

【世帯構成の内訳】

（単位：人）

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	計
独居	1	2	2	2	3	10
夫婦のみ	3	2	2	0	1	8
その他	2	8	1	7	4	22
合計	6	12	5	9	8	40

2 まとめ

(1) 令和7年度活動状況のまとめ

- ・平成30年度から認知症サポート医2名体制で認知症初期集中支援チームの活動を実施している。
- ・認知症初期集中支援チーム員会議を7回実施し、うち専門医による家庭訪問を2件実施した。
- ・市内では認知症の確定診断（初診）が難しい状況で、市外の医療機関受診が必要な状況にある。専門医による家庭訪問は受診が困難な対象にとって、貴重な機会となっている。
- ・認知症初期集中支援チーム員会議の協議内容を支援者で共有し、ご本人や家族の支援を連携できる体制づくりをさらに整えていく必要がある。

■地域密着型サービス事業について

《地域密着型サービスとは》

地域密着型サービスは、住み慣れた地域での生活を支えるためのもので、市町村が指定・指導監督の権限をもち、国の基準の範囲内で独自の介護報酬・指定基準の設定ができます。

- ① 原則として、その市町村の被保険者のみがサービス利用が可である。
- ② 指定・指導監督の権限は保険者である市町村が有する。
(住所地特例の対象となる施設入所者については、一部のサービス利用が可能)
- ③ 事業者の指定においては、市町村の運営委員会等の協議が必要である。
(地域密着通所介護については、努力義務)

◎地域密着型サービスの種別・本市管内施設数（※令和 8 年 6 月現在）

- ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護 （なし）
- ②夜間対応型訪問介護 （なし）
- ③地域密着型通所介護 （市内 6 箇所）
- ④認知症対応型通所介護 （市内 2 箇所）
- ⑤小規模多機能型居宅介護 （市内 5 箇所）
- ⑥認知症対応型共同生活介護 （市内 7 箇所 9 ユニット）
- ⑦地域密着型特定施設入居者生活介護 （なし）
- ⑧地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 （なし）
- ⑨複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） （なし）

《地域密着型サービス事業所の新規指定について》

- | | |
|------------|--|
| 1 申請者（事業者） | 社会福祉法人 湖成会 |
| 2 事業所名称 | アルクゆずり葉 |
| 3 事業所所在地 | 新見市新見 8 9 7 番地 7 |
| 4 サービス種類 | 地域密着型通所介護 |
| 5 利用定員 | 18 人 |
| 6 事業開始予定日 | 令和 8 年 8 月 1 日 |
| 7 その他 | 当事業所は、H26. 8. 1 から通所介護事業所（定員 25 人）を運営しているが、定員減を行うため、制度上、地域密着型サービス事業所として指定申請するもの。 |

令和6年度 介護給付費(件数)

(単位: 件)

* 年間延べ件数

種類	件数	予防給付		計	経過的要介護	介護給付					計	合計
		要支援1	要支援2			要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5		
居宅(介護予防)サービス		4,505	4,894	9,399		12,920	9,576	4,946	2,856	1,774	32,072	41,471
訪問サービス		190	284	474		1,612	1,151	761	530	518	4,572	5,046
訪問介護		0	0	0		829	488	223	97	93	1,730	1,730
訪問入浴介護		0	0	0		0	19	2	14	19	54	54
訪問看護		106	153	259		347	258	161	195	188	1,149	1,408
訪問リハビリテーション		19	54	73		105	119	79	71	42	416	489
居宅療養管理指導		65	77	142		331	267	296	153	176	1,223	1,365
通所サービス		417	347	764		3,208	2,098	935	443	240	6,924	7,688
通所介護		0	0	0		2,594	1,548	720	327	186	5,375	5,375
通所リハビリテーション		417	347	764		614	550	215	116	54	1,549	2,313
短期入所サービス		14	104	118		762	781	535	283	185	2,546	2,664
短期入所生活介護		13	100	113		637	633	462	226	135	2,093	2,206
短期入所療養介護(介護老人保健施設)		1	4	5		122	147	73	57	50	449	454
短期入所療養介護(介護療養型医療施設等)		0	0	0		3	1	0	0	0	4	4
短期入所療養介護(介護医療院)		0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
福祉用具・住宅改修サービス		1,768	2,015	3,783		2,585	2,353	1,246	738	382	7,304	11,087
福祉用具貸与		1,711	1,944	3,655		2,490	2,296	1,201	716	374	7,077	10,732
福祉用具購入費		26	32	58		48	35	23	14	7	127	185
住宅改修費		31	39	70		47	22	22	8	1	100	170
特定施設入居者生活介護		70	49	119		207	127	66	101	43	544	663
介護予防支援・居宅介護支援		2,046	2,095	4,141		4,546	3,066	1,403	761	406	10,182	14,323
地域密着型(介護予防)サービス		96	130	226		1,444	1,136	786	371	130	3,867	4,093
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護		0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護		0	0	0		539	376	171	77	66	1,229	1,229
認知症対応型通所介護		0	0	0		160	134	110	16	11	431	431
小規模多機能型居宅介護		96	130	226		449	308	231	105	8	1,101	1,327
認知症対応型共同生活介護		0	0	0		293	318	274	162	45	1,092	1,092
地域密着型特定施設入居者生活介護		0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)		0	0	0		3	0	0	11	0	14	14
施設サービス		0	0	0		377	829	1,557	2,809	2,576	8,148	8,148
介護老人福祉施設		0	0	0		56	192	1,113	2,038	1,936	5,335	5,335
介護老人保健施設		0	0	0		288	616	394	706	500	2,504	2,504
介護療養型医療施設		0	0	0		0	0	0	0	1	1	1
介護医療院		0	0	0		33	21	50	65	139	308	308
総計		4,601	5,024	9,625		14,741	11,541	7,289	6,036	4,480	44,087	53,712

令和6年度 介護給付費(給付額)

(単位:円)

種類	費用額	予防給付					介護給付					計		合計
		要支援1	要支援2	計	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計			
居宅(介護予防)サービス	42,048,860	56,583,660	98,632,510											1,212,948,960
訪問サービス	2,993,312	5,851,523	8,844,835											157,306,063
訪問介護	0	0	0											65,455,853
訪問入浴介護	0	0	0											2,644,632
訪問看護	1,979,666	4,107,849	6,087,515											65,519,111
訪問リハビリテーション	383,385	1,339,731	1,723,116											13,940,932
居宅療養管理指導	630,261	403,943	1,034,204											9,745,535
通所サービス	9,164,665	13,588,156	22,752,821											435,550,151
通所介護	0	0	0											317,426,368
通所リハビリテーション	9,164,665	13,588,156	22,752,821											118,123,783
短期入所サービス	204,489	2,695,221	2,899,710											198,300,281
短期入所介護	186,651	2,477,520	2,664,171											162,157,889
短期入所介護(介護老人保健施設)	17,838	217,701	235,539											35,793,520
短期入所療養介護(介護療養型医療施設等)	0	0	0											348,872
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0											0
福祉用具・住宅改修サービス	16,665,739	20,592,916	37,258,655											142,459,771
福祉用具貸与	12,644,869	16,615,554	29,260,423											122,816,785
福祉用具購入費	849,187	928,782	1,777,969											5,373,036
住宅改修費	3,171,683	3,048,580	6,220,263											14,269,950
特定施設入居者生活介護	3,795,045	4,354,155	8,149,200											108,473,655
介護予防支援・居宅介護支援	9,225,600	9,501,689	18,727,289											170,759,039
地域密着型(介護予防)サービス	5,146,452	11,860,506	17,006,958											682,519,512
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0											0
夜間対応型訪問介護	0	0	0											0
地域密着型通所介護	0	0	0											91,381,885
認知症対応型通所介護	0	0	0											47,036,915
小規模多機能型居宅介護	5,146,452	11,860,506	17,006,958											203,613,873
認知症対応型共同生活介護	0	0	0											270,264,992
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0											0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0											0
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	0	0	0											3,214,889
施設サービス	-9,252	0	-9,252											2,267,487,375
介護老人福祉施設	-9,252	0	-9,252											1,449,256,637
介護老人保健施設	0	0	0											717,906,890
介護療養型医療施設	0	0	0											399,285
介護医療院	0	0	0											99,924,563
総計	47,186,050	68,444,166	115,630,216											4,112,855,847

令和7年度 介護給付費(件数)

* 年間延べ件数 (単位: 件)

種類	予防給付			介護給付						計	合計
	要支援1 件数	要支援2	計	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	
居宅(介護予防) サービス	4,298	5,177	9,475		12,623	9,308	5,135	2,425	1,820	31,311	40,786
訪問サービス	202	232	434		1,697	1,039	702	498	527	4,463	4,897
訪問介護	0	0	0		861	372	207	70	82	1,592	1,592
訪問入浴介護	0	0	0		0	12	12	12	2	38	38
訪問看護	78	108	186		339	231	171	170	176	1,087	1,273
訪問リハビリテーション	45	69	114		133	140	85	65	44	467	581
居宅療養管理指導	79	55	134		364	284	227	181	223	1,279	1,413
通所サービス	360	485	845		2,950	2,002	983	399	281	6,615	7,460
通所介護	0	0	0		2,351	1,491	723	296	216	5,077	5,077
通所リハビリテーション	360	485	845		599	511	260	103	65	1,538	2,383
短期入所サービス	23	87	110		764	810	609	217	180	2,580	2,690
短期入所療養介護(介護老人保健施設)	22	80	102		649	654	513	167	118	2,101	2,203
短期入所療養介護(介護療養型医療施設等)	1	7	8		115	151	96	50	62	474	482
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0		0	5	0	0	0	5	5
福祉用具・住宅改修サービス	1,706	2,085	3,791		0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	1,641	2,015	3,656		2,582	2,356	1,310	637	395	7,280	11,071
福祉用具購入費	24	36	60		2,513	2,285	1,272	614	381	7,065	10,721
住宅改修費	41	34	75		37	29	29	16	10	121	181
特定施設入居者生活介護(短期利用以外)	81	60	141		32	42	9	7	4	94	169
特定施設入居者生活介護(短期利用)	0	0	0		141	69	36	40	44	330	471
介護予防支援・居宅介護支援	1,926	2,228	4,154		0	0	0	0	0	0	0
地域密着型(介護予防) サービス	95	153	248		4,489	3,032	1,495	634	393	10,043	14,197
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0		1,557	1,175	681	423	115	3,951	4,199
夜間対応型訪問介護	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	1	9	10		670	450	220	85	33	1,458	1,458
小規模多機能型居宅介護(短期利用以外)	94	135	229		161	116	65	39	12	393	403
小規模多機能型居宅介護(短期利用)	0	0	0		468	271	195	97	31	1,062	1,291
認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護(短期利用)	0	9	9		230	332	193	187	33	975	984
地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用以外)	0	0	0		16	6	2	2	1	27	27
地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用)	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	0	0	0		12	0	6	13	5	36	36
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
施設サービス	0	0	0		455	819	1,666	2,650	2,605	8,195	8,195
介護老人福祉施設	0	0	0		106	217	1,169	2,045	1,953	5,490	5,490
介護老人保健施設	0	0	0		315	569	446	538	516	2,384	2,384
介護療養型医療施設	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
介護医療院	0	0	0		34	33	51	67	136	321	321
総計	4,393	5,330	9,723		14,635	11,302	7,482	5,498	4,540	43,457	53,180

令和7年度 介護給付費（給付額）

種類												合計
費用額		予防給付			介護給付					計		
		要支援1	要支援2	計	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5		
(単位：円)												
居宅（介護予防）サービス		40,096,316	63,418,125	103,514,441		339,787,508	297,747,439	208,714,335	102,575,569	92,953,544	1,041,778,395	
訪問サービス		2,860,808	5,087,164	7,947,972		43,756,216	28,258,397	21,339,508	15,632,681	25,268,485	134,255,287	
訪問介護		0	0	0		24,512,410	11,206,541	8,958,580	4,370,526	10,208,241	59,256,298	
訪問入浴介護		0	0	0			0	876,501	617,472	77,337	2,189,295	
訪問看護		1,539,850	2,856,494	4,396,344		12,027,858	10,230,163	7,627,775	7,492,887	11,273,254	48,651,937	
訪問リハビリテーション		755,920	1,965,303	2,721,223		4,580,829	4,271,703	2,243,790	1,825,164	2,198,151	15,119,637	
居宅療養管理指導		565,038	265,367	830,405		2,635,119	1,932,005	1,632,862	1,326,632	1,511,502	9,038,120	
通所サービス		7,852,016	19,054,256	26,906,272		145,135,226	122,102,466	68,396,228	28,366,282	26,367,209	390,367,411	
通所介護		0	0	0		115,522,598	94,449,809	49,690,741	21,225,543	17,598,261	298,486,952	
通所リハビリテーション		7,852,016	19,054,256	26,906,272		29,612,628	27,652,657	18,705,487	7,140,739	8,768,948	91,880,459	
短期入所サービス		347,004	2,581,076	2,928,080		41,723,211	58,873,284	63,338,280	24,835,538	14,493,595	203,263,908	
短期入所生活介護		323,289	2,227,691	2,550,980		35,070,493	47,696,192	52,677,988	20,818,986	8,566,110	164,829,769	
短期入所療養介護（介護老人保健施設）		23,715	353,385	377,100		6,652,718	11,018,358	10,660,292	4,016,552	5,927,485	38,275,405	
短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）		0	0	0			158,734	0	0	0	158,734	
短期入所療養介護（介護医療院）		0	0	0			0	0	0	0	0	
福祉用具・住宅改修サービス		16,236,649	21,818,277	38,054,926		23,975,281	34,236,270	22,313,906	14,218,702	9,986,879	104,731,038	
福祉用具貸与		12,127,254	18,156,718	30,283,972		20,726,456	30,724,895	20,475,254	13,126,249	9,525,565	94,578,419	
福祉用具購入費		826,944	1,197,756	2,024,700		1,140,429	984,112	895,392	443,971	282,650	3,746,554	
住宅改修費		3,282,451	2,463,803	5,746,254		2,108,396	2,527,263	943,260	648,482	178,664	6,406,065	
特定施設入居者生活介護（短期利用以外）		4,112,333	4,777,155	8,889,488		22,859,360	12,225,714	6,975,825	8,543,026	10,123,972	60,727,897	
特定施設入居者生活介護（短期利用）		0	0	0		0	0	0	0	0	0	
介護予防支援・居宅介護支援		8,687,506	10,100,197	18,787,703		62,338,214	42,051,308	26,350,588	10,979,340	6,713,404	148,432,854	
地域密着型（介護予防）サービス		5,014,377	14,326,794	19,341,171		75,326,727	78,742,243	128,211,104	93,999,197	26,388,986	602,668,257	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		0	0	0		0	0	0	0	0	0	
夜間対応型訪問介護		0	0	0		0	0	0	0	0	0	
地域密着型通所介護		0	0	0		40,155,298	31,315,400	18,823,487	6,974,089	3,883,104	101,151,378	
認知症対応型通所介護		18,135	210,060	228,195		15,021,934	10,639,736	8,378,973	4,530,429	3,127,157	41,698,229	
小規模多機能型居宅介護（短期利用以外）		4,996,242	12,341,025	17,337,267		60,990,472	50,987,830	50,784,714	28,598,256	9,985,014	201,346,286	
小規模多機能型居宅介護（短期利用）		0	0	0		0	0	0	0	0	0	
認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）		0	1,775,709	1,775,709		56,899,175	85,431,276	48,644,583	50,324,653	7,906,177	249,205,864	
認知症対応型共同生活介護（短期利用）		0	0	0		712,944	368,001	87,327	59,238	9,972	1,237,482	
地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用以外）		0	0	0		0	0	0	0	0	0	
地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用）		0	0	0		0	0	0	0	0	0	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		0	0	0		0	0	0	0	0	0	
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）（短期利用以外）		0	0	0		1,546,904	0	1,492,020	3,512,532	1,477,562	8,029,018	
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）（短期利用）		0	0	0		0	0	0	0	0	0	
施設サービス		0	0	0		106,838,613	205,798,305	437,103,732	741,757,164	792,546,362	2,284,044,176	
介護老人福祉施設		0	0	0		20,081,214	49,363,173	291,633,368	557,566,802	572,697,643	1,491,342,200	
介護老人保健施設		0	0	0		78,598,388	148,595,889	129,248,476	161,822,050	169,883,585	688,148,388	
介護療養型医療施設		0	0	0		0	0	0	0	0	0	
介護医療院		0	0	0		8,159,011	7,839,243	16,221,888	22,368,312	49,965,134	104,553,588	
総計		45,110,693	77,744,919	122,855,612		621,952,848	682,287,987	774,029,171	938,331,930	911,888,892	3,928,490,828	
											4,051,346,440	

○新見市地域包括支援センター運営協議会要綱

平成18年3月30日

告示第38号

(趣旨)

第1条 この告示は、本市における地域包括支援センター（以下「センター」という。）の行う各種事業の円滑な運営を図るとともに、地域密着型サービス事業の適正な運営を確保するため、新見市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置し、その運営について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 運営協議会は、センターの運営等に関し、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 当該年度の事業計画等センターの運営に関すること。

(2) 地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築、地域包括支援業務を支える地域資源の開発に関すること。

(3) その他地域包括ケアに関する事項であつて運営協議会が必要と判断した事項

2 運営協議会は、介護保険法の規定による地域密着型介護サービスの運営等に関し、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 地域密着型介護又は地域密着型介護予防のサービス費の額に関すること。

(2) 指定地域密着型サービス事業者に関すること。

(3) 指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準及び指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に関すること。

3 前2項に掲げるもののほか、センターの運営並びに地域密着型介護サービスの運営等に関し、運営協議会が必要と判断した事項を所掌する。

(組織)

第3条 運営協議会は、委員10人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者

(2) 医師、歯科医師、看護師、介護支援専門員、機能訓練指導員等の地域における保健・医療・福祉関係者

(3) 介護サービス及び介護予防サービスの利用者、介護保険の被保険者

(4) 介護保険以外の地域資源や地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者

(5) 前各号に掲げるもののほか、地域包括ケアに関する学識経験を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠又は増員により委嘱された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 公職にあることにより委嘱された委員は、その職を退いた場合には委員の職を失うものとする。

(報酬)

第5条 委員の報酬及び費用弁償の額は、新見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年新見市条例第45号）の定めるところによる。

(会長及び副会長)

第6条 運営協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の中から互選により選任する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

5 会議において、委員の所属する法人等に利害関係のある事項に関する協議を行う場合は、会議の決定により当該委員に一時退席を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員及び前条第4項により運営協議会に出席した者は、会議の内容その他職務上知り得た個人に関する情報等を漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 運営協議会の庶務は、健康福祉部高齢者支援課が処理する。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、運営協議会に関して必要な事項は別に定める。

附 則

1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。

2 この告示の施行後最初に委嘱された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則 (平成22年3月26日告示第71号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月29日告示第80号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月19日告示第33号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

○新見市認知症初期集中支援チーム検討委員会設置要領

平成25年9月2日

告示第129号

(設置及び目的)

第1条 本市が設置する新見市認知症初期集中支援チーム（以下「チーム」という。）の支援方針及び支援状況について検討し、関係機関などと一体的に事業を推進していくため、医療・保健・福祉の関係者等で構成する新見市認知症初期集中支援チーム検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 検討委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について審議し、意見を述べるものとする。

- (1) チームの活動方針及び活動状況
- (2) チームの普及啓発
- (3) 関係機関とのネットワーク構築
- (4) その他前条に掲げる目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 検討委員会は、新見市地域包括支援センター運営協議会要綱（平成18年新見市告示第38号）第3条によって委嘱された委員で組織する。

- 2 検討委員会には、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、会務を総理し組織を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故がある時はその職務を代理する。

(報酬)

第4条 委員の報酬及び費用弁償の額は、予算の範囲内で支給するものとする。

(関係者の出席)

第5条 委員長は、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第6条 委員及び前条の規定により検討委員会に出席した者は、会議の内容その他職務上知り得た個人に関する情報等を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、健康福祉部高齢者支援課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、検討委員会の運営その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年9月29日告示第147号）

この告示は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年6月8日告示第95号）

この告示は、公布の日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。

附 則（令和６年３月２９日告示第８０号）

この告示は、令和６年４月１日から施行する。

附 則（令和７年３月１９日告示第３３号）

この告示は、令和７年４月１日から施行する。